

年金2（問題）

【 第 I 部 】

問題1. 次の（1）～（4）の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

（1）5点、（2）6点、（3）6点、（4）5点（計22点）

（1） 次の①～⑤の文章について、下線_____部分が正しい場合は○を記入し、誤っている場合は×を記入するとともに下線_____部分を正しい内容に改めなさい。

- ① 「退職給付に関する会計基準」等を踏まえ公表された「実務対応報告」では、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の各期に認識する費用は、規約にあらかじめ定められた各期の標準掛金相当額と特別掛金相当額とリスク対応掛金相当額の合計額である。
- ② 年金 ALM の手法のうち、シミュレーション型年金 ALMでは、デュレーションを揃えることにより「負の資産＝負の債券」とみなすことができる負債を資産ポートフォリオに加え、主に金利変動に伴う（資産－負債）の変動に着目した分析が行われる。
- ③ 確定給付企業年金法施行規則第48条第1項第2号の方法により積立金の額を評価している確定給付企業年金制度において、年金資産として時価を使用するのは、次の項目のうちⅡおよびⅢである。
 - I. リスク充足額の算出
 - II. 法第62条の規定による責任準備金の額に照らし厚生労働省令で定めるところにより算定した額との比較による財政検証
 - III. 法第63条の規定による最低積立基準額との比較による財政検証
 - IV. 法第64条の規定による積立上限額を超える場合の掛金の控除額の算出
- ④ 確定給付企業年金において、回復計画における毎事業年度の掛金の額の見込額は、直近三事業年度における加入者数の実績を用いて平準的に求められるもの、または前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められている。
- ⑤ 「退職給付に関する会計基準」において、確定給付型の退職給付制度を改訂し、将来勤務に係る部分を確定拠出制度へ移行する場合は、退職給付債務の減少分について、退職給付制度の一部終了として会計処理する。

- (2) 次は、日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「IAS19に関する数理実務基準」における将来の給付額（数理上の仮定）に関する記述である。A～Fの空欄を埋めなさい。

22. 将来の給付額（数理上の仮定）

給付によって、将来の給付額が一般物価のA又は将来のB以外の要素を反映する場合がある。将来の給付額に関する数理上の仮定の選定又はその合理性について依頼主に助言を行う場合には、会員は、専門家としての合理的な判断に基づいて、将来の給付額に与える影響に重要性がある可能性が高いと考えられる要因を特定する。給付によって様々の要素があるが、例えば、次がある。

- ① 年功、又は、昇格によるC
- ② 実際の資産、又は、名目の資産のD
- ③ 給付の利用方法、又は、Eの変化
- ④ 社会保障給付の変化
- ⑤ 他者が提供するFの変化
- ⑥ 強制的な給付の予想される変化

- (3) 次は公的年金に関する給付水準調整期間の推計の技術的な流れ、および基礎年金の財政の仕組みの概略についての記述である。[A]～[E]の空欄に適切な語句を後述の選択肢(ア)～(ソ)の中から、[a]～[c]の組み合わせについては(タ)～(ナ)の中からそれぞれ選び記号で答えなさい。

[a]事業の財政において、[A]の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ均衡が保たれるように、[b]部分の給付水準調整期間の終了年度の見通しが定まる。これにより将来における[b]部分の水準の見通しが決まる。将来の[b]部分の水準を踏まえて、[c]事業の財政において、[A]の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ均衡が保たれるように、[B]の給付水準調整期間の終了年度の見通しが定まる。これにより、将来の給付水準(所得代替率)の見通しが作成される。

基礎年金の財政については、毎年度の基礎年金給付に要する費用をその年度の各制度・実施機関からの[C]による収入で賄う方式で運営することとされており、各制度・実施機関が負担する[C]は、[D]に応じて按分することとされている。また、公的年金の財政検証においては、

- ・毎年度の基礎年金に要する費用とその[E]
 - ・毎年度の支出を賄うために各公的年金制度が負担すべき[C]
- が推計されている。

【[A]～[E]の選択肢】

- | | |
|----------------|-------------|
| (ア) 国庫負担 | (イ) 積立金 |
| (ウ) 定額部分 | (エ) 報酬比例部分 |
| (オ) 利息 | (カ) 財政均衡期間 |
| (キ) 被保険者の人数 | (ク) 被用者の人数 |
| (ケ) 基礎年金拠出金 | (コ) 基礎年金交付金 |
| (サ) マクロ経済スライド | (シ) 保険料納付期間 |
| (ス) 運用収益 | (セ) 賞与部分 |
| (ソ) 被保険者の保険料負担 | |

【[a]～[c]の組み合わせの選択肢】

- | | | |
|----------------|------------|------------|
| (タ) a : 国民年金 | b : 基礎年金 | c : 厚生年金保険 |
| (チ) a : 国民年金 | b : 厚生年金保険 | c : 基礎年金 |
| (ツ) a : 基礎年金 | b : 国民年金 | c : 厚生年金保険 |
| (テ) a : 基礎年金 | b : 厚生年金保険 | c : 国民年金 |
| (ト) a : 厚生年金保険 | b : 国民年金 | c : 基礎年金 |
| (ナ) a : 厚生年金保険 | b : 基礎年金 | c : 国民年金 |

- (4) 「確定給付企業年金法施行令」、「確定給付企業年金法施行規則」および関連通知における運用の基本方針に関する記述である。□ A □～□ E □の空欄を埋めなさい。

○確定給付企業年金法施行令

(運用の基本方針)

第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項において同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

○確定給付企業年金法施行規則

(基本方針を定めることを要しない規約型企業年金の要件)

第八十二条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、当該確定給付企業年金が□ A □であることとする。

(運用の基本方針の作成又は変更にあたって加入者の意見を聴く方法)

第八十四条の二 令第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により加入者の意見を聴く場合には、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規約で定めるところにより加入者の代表者を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置して次に掲げる措置を講ずる方法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ロ 年一回以上、基本方針に関して、当該代表者に意見を述べる機会を与えること。

ハ 当該代表者からの求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他□ B □を当該代表者に開示すること。

二 基金型企業年金にあつては、次に掲げる措置を講ずる方法

イ 基本方針を作成又は変更する際に、規約で定めるところにより加入者に意見の提出の機会を与えること。

ロ 基本方針を作成又は変更する際に、□ C □を経ること。

ハ 代議員からの求めがあった場合に、毎事業年度の積立金の資産の額その他□ B □を当該代議員に開示すること。

三 次に掲げる確定給付企業年金以外の確定給付企業年金にあつては、第八十七条の規定に基づき周知される基本方針に関して意見を聴く方法

イ 第二十九条第三号の積立金の運用利回りの実績に基づき令第二十四条第一項第三号の再評価若しくは同条第三項の改定を行う確定給付企業年金（第二十九条第四号又は第五号において同条第三号の積立金の運用利回りの実績を用いるものを含み、国債、保険業法施行規則第七十五条の二第一項第一号に規定する一般勘定を設ける保険契約に係る資産その他これらに準ずる資産のみで資産を構成し、資産の構成割合をあらかじめ規約で定めるもの及び□ A □を除く。）

- ロ D
- 2 前項第一号の加入者の代表者は、規約で定めるところにより、 Eを有する代理人に同号イ及びロの意見を述べさせることができる。
 - 3 第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金を実施する事業主又は基金は、基本方針の作成又は変更に当たって、第一項第一号イ若しくはロ又は第二号イの意見を十分に考慮しなければならない。

問題2. 次の(1)～(6)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 5点、(2) 6点、(3) 4点、(4) 6点、(5) 4点、(6) 3点 (計28点)

(1) 確定給付企業年金関連法令および関連通知の内容を踏まえて、最低積立基準額の算定に関する次の①、②について答えなさい。

① 確定給付企業年金法施行規則第54条第1項第2号に規定する「加入者の年齢に応じて定めた率」を設定する場合における留意点について簡記しなさい。

② 確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率の「0.5パーセント以内の率」を設定する場合における留意点について簡記しなさい。

(2) 確定給付企業年金関連法令および関連通知の内容を踏まえて、確定給付企業年金の積立金の一部を確定拠出年金(企業型)に移換するとき、確定拠出年金(企業型)に移換しない者からの同意が不要となる場合を3点簡記しなさい。

(3) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」の内容を踏まえて、退職給付信託に係る積立超過分を事業主に返還した場合、返還されなかった信託財産を引き続き年金資産として処理することができるために必要なことを以下の観点からそれぞれ簡記しなさい。

- ・ 「退職給付以外に使用できないこと(退職給付に関する会計基準第7項(1))」という年金資産としての適格性の要件。
- ・ 退職給付信託では、信託契約上、信託財産の所有権は受託者に移転し、信託財産の管理・運用・処分の権限は受託者(又は信託管理人)が有する点。

(4) 「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」の内容を踏まえて、次の①、②について答えなさい。

① 退職給付制度の「終了」について簡記しなさい。

② 退職給付制度の終了の会計処理について、終了時に認識する額を挙げなさい。

(5) 「退職給付に関する会計基準」の実務対応報告「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」における確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類の再判定について簡記しなさい。

- (6) 日本アクチュアリー会および日本年金数理人会が作成した「IAS19 に関する数理実務基準」に記載されている、モデル、モデルのガバナンスおよびモデルのリスクの内容について、それぞれ簡記しなさい。

【 第Ⅱ部 】

問題3. 次の(1)～(3)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 4点、(2) 3点、(3) 3点 (計10点)

A社は、リスク分担型企业年金でない確定給付企業年金制度を実施している。A社の確定給付企業年金制度の事業年度末は3月であり、2019年3月31日における財政決算・退職給付会計（「退職給付に関する会計基準」に基づく）の状況は以下のとおりであるものとする。

【財政決算】		(単位：百万円)
通常予測給付現価		16,000
（うち翌年度の給付に係る部分）		(1,000)
（うち受給権者に係る部分）		(1,500)
財政悪化リスク相当額		4,000
標準掛金収入現価		7,000
特別掛金収入現価		0
リスク対応掛金収入現価		1,000
数理上資産額		17,000
積立上限額		16,500

- 数理上資産額は時価評価を採用している。
- 設立以来、加入者負担掛金は設定されていないものとする。

【退職給付会計の状況】		(単位：百万円)
年金資産		17,000
退職給付債務		10,000
（うち受給権者にかかる部分）		(1,600)
未認識数理計算上の差異		▲1,500
未認識過去勤務費用		▲2,500

- 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、資産勘定への計上額を正値、負債勘定への計上額を負値として記載している。

- (1) 2019年3月31日の財政決算において年金資産が積立上限額を超過したことに伴って2020年4月の掛金より控除を開始するものとした場合、確定給付企業年金法施行規則第60条に定める2通りの控除方法のそれぞれについて、下表の前提に基づき2020年4月分の控除予定額を計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

掛金拠出回数	年12回払い
控除前2020年4月標準掛金予定額	50百万円
控除前2020年4月分リスク対応掛金予定額	20百万円

- (2) A社では、リスク分担型企业年金への移行を検討している。仮に、A社の実施している確定給付企業年金全体がリスク分担型企业年金で、2019年3月31日時点で適用されている調整率が1.0であったとした場合、2019年3月31日の財政決算に基づく調整率を以下の前提で計算しなさい。なお、解答は小数点以下第6位を四捨五入し小数点第5位まで算出するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

- ・ 決算時点のリスク分担型企业年金掛金収入現価は、8,000百万円とする。
- ・ 財政悪化リスク相当額は6,000百万円とする。
- ・ 通常予測給付現価および数理上資産額は8ページの【財政決算】のとおりとする。
- ・ 財政決算に基づく調整率は2020年4月から改定するものとし、改定時期までの給付も含めて全体として財政均衡させるものとする。

- (3) 2019年4月1日付で以下の前提に基づき、リスク分担型企业年金（「退職給付に関する会計基準」における確定拠出制度）に制度変更したとする場合、それに伴って生じる特別損益の額を、税効果会計を考慮せずに計算しなさい。なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて示すこと。

- ・ 制度変更の対象は全加入者とする。
- ・ 年金資産の按分方法は2019年3月31日時点の継続基準の数値によるものとし、制度変更対象外となる受給権者にかかる年金資産が最も大きくなる方法を採用するものとする。
- ・ 未認識額にかかる加入者、受給権者それぞれの対応額は退職給付債務の比率で算出するものとする

問題4. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること(1)および(2)ともに、それぞれ2枚以内)。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各20点(計40点)

(1) 確定給付企業年金は所定の手続きにより給付減額が認められており、確定拠出年金(企業型)のように受給権保護の強化が必要との意見がある一方、給付減額の実施の遅れによって年金財政が悪化することも想定される。

このような状況を踏まえた上で、確定給付企業年金において受給権保護の強化もしくは緩和が必要と考える理由と、どのような方策を講じるべきかについて具体的な内容およびその所見を述べなさい。現状で問題がないと考える場合には、その理由を述べなさい。

(2) 公的年金は、保険料(率)水準の上限を固定し、その財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、給付水準を調整する仕組みにより財政運営がなされている。このような財源の範囲内で給付水準を調整して給付と負担の均衡を図る枠組みを前提とした場合、老齢基礎年金の支給開始年齢を65歳から70歳へ引き上げることは、財政運営の観点から考えると、どのような効果が期待できるか。以下の観点を踏まえて所見を述べなさい。

- ・ 給付水準の調整方法、現在年金を受給している者と支給開始年齢が引き上げられる者の給付水準(70歳の年金額など)。比較に際し、現行制度は2019(令和元)年財政検証のケースⅢを参考とすること
- ・ 人生100年時代の高齢期のあり方

なお、遺族・障害基礎年金の影響は無視できるものとし、現行の繰下げ増額率は個人でみて財政中立であると仮定する。

(参考) 2019(令和元)年財政検証のケースⅢ(人口中位)における基礎年金の所得代替率はマクロ経済スライドにより36.4%から26.2%に給付水準が調整される見通しとなっている。

以上

年金2（解答例）

【第I部】

問題1

(1)	設問	○か×かを記入	×の場合に正しい内容を記入
	①	×	標準掛金相当額とリスク対応掛金相当額の合計額
	②	×	バランスシート型年金ALM
	③	×	Ⅲ
	④	×	直近五事業年度における加入者数の実績
	⑤	×	過去勤務費用（退職給付債務の減額）

(2)	A	インフレーション	B	医療費
	C	給与の上昇	D	投資リターン
	E	支払いパターン	F	給付の控除

(3)	A	カ
	B	エ
	C	ケ
	D	キ
	E	ア
	a～cの組み合わせ	タ

(4)	A	受託保証型確定給付企業年金	B	積立金の運用の実績
	C	代議員会の議決	D	リスク分担型企業年金
	E	専門的知識及び経験		

問題2

(1)

①

基本的に、一定率または支給開始時までの期間に応じて定めた率であるが、
この場合において、加入者の年齢が増すごとに減少するものではないこと

②

その設定の根拠および最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議
員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者および受給権者等
に対して十分な情報提供を行うこと。なお、「0.5パーセント以内の率」を
設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金（企業型）への
移行または中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の
算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討
を行い、検討の結果として「0.5パーセント以内の率」を設定するときは、加
入者および受給者等に対して十分な情報提供を行うこと。

問題 2

(4)

①

退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散、基金型確定給付企業年金の解散または規約型確定給付企業年金の終了のように退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行または制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合をいう。なお、「支払等」には、以下のものが該当する。

- ・ 年金資産からの支給または分配
- ・ 事業主からの支払または現金拠出額の確定
- ・ 退職給付に関する会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類される退職給付制度への資産の移換

②

終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する。

未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異および会計基準変更時差異の未処理額は、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する。

問題 2

(5)

新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合等、直近の分類に影響を及ぼす事象が新たに生じた場合、会計上の退職給付制度の分類を再判定する。

リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額およびリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付に関する会計基準第4 項に定める確定拠出制度に分類し、それ以外を確定給付制度に分類する。

(6)

モデルとは、統計、金融、経済、あるいは、数学の概念を用いて、組織、あるいは、事象の間関係を単純化して表現するものを指す。モデルには、仕様が
あり、また、有用な情報の提供を意図した結果を出力するために、仮定、データ、および、方法が用いられる。

モデルのガバナンスとは、想定利用者がモデルの結果に信頼を持てるように設計された、一連の手続きと組織化された構造を適用することを指す。

モデルのリスクとは、モデル自身の不備あるいはモデルの誤った使用のために、モデルの結果の利用者が、当該結果から誤った結論を導くリスクを指す。

【第Ⅱ部】

問題3

(1)

2018年度下限予定利率=0.00% (利息を考慮する必要はない)

積立上限額超過額=17,000-16,500=500百万円

①前詰め方式

2020年4月分控除予定額=Min (積立上限超過額、2020年4月分掛金総額)

=Min (500、50+20) =70百万円 (リスク対応掛金分20百万円、標準掛金分50百万円)

②均等方法

2020年4月分予定控除額=Min (積立上限超過額÷12、2020年4月分掛金総額)

=Min (500÷12、50+20) =42百万円 (リスク対応掛金分20百万円、標準掛金分22百万円)

(2)

給付財源=17,000+8,000=25,000百万円

調整前通常予測給付現価=16,000百万円 財政悪化リスク相当額=6,000百万円

給付財源>調整前通常予測給付現価+財政悪化リスク相当額

調整率=(給付財源-財政悪化リスク相当額-翌年度通常予測給付現価)÷

(調整前通常予測給付現価-翌年度通常予測給付現価)

= (25,000-6,000-1,000) ÷ (16,000-1,000) =1.2

(3)

各資産按分方法における受給権者に係る資産

①「数理債務-特別掛金収入現価-特例掛金」の比率

受給権者に係る資産=17,000×1,500÷(9,000-0-0)=2,833百万円

②「数理債務」の比率・・・①と同じ

③「通常予測給付現価」の比率：受給権者に係る資産=17,000×1,500÷16,000=1,594百万円

退職給付債務の減少額=8,400百万円、年金資産の減少額=17,000-2,833=14,167百万円

数理計算上の差異の減少額=▲1,500×8,400÷10,000=▲1,260百万円

過去勤務費用の減少額=▲2,500×8,400÷10,000=▲2,100百万円

特別損益の額=8,400-(14,167+▲1,260+▲2,100)=▲2,407百万円 (特別損失)

問題4 (1)

(解答例)

以下に挙げた答案例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの一答案例として参考にされたい。

確定給付企業年金制度（以下、DBとする）の前身として、適格退職年金制度や厚生年金基金制度が日本の企業年金制度として長らく運営されてきた。従来は受給権保護を目的とした財政基準が十分に整備されておらず、バブル崩壊後の運用環境の悪化等を起因とした積立水準の悪化が問題視されたことから、適格退職年金制度に代わる制度として、DBが導入されたという背景がある。

このことから、DBは従業員に対する受給権保護強化のため、積立義務や受託者責任、情報開示などの基準が適格退職年金制度に比して厳格に定められている。一方で、日本における企業年金制度のルーツとしての退職一時金制度は、賃金の後払いや功労報酬、老後保障などを目的に、労使合意に基づいて成り立っていることも踏まえる必要がある。

企業年金が公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする点について、DBと確定拠出年金制度（以下、DCとする）に違いはないことから、両制度において受給権保護の考え方について一定程度平仄を取ることが望ましい。

DCは掛金拠出後の個人勘定残高が減額されないことに鑑みると、DBにおいて将来分給付と過去分給付で給付減額同意等の手続きに差異を設け、過去分給付の給付減額要件については現行における受給者の給付減額手続きを準用するなど、より厳格な条件を付すことが考えられる。

ただし、給付減額要件の厳格化は、運用環境不芳時などの年金財政悪化時において回復の手段が狭まることとなり、その上、過重な掛金負担により母体企業の業績悪化を招き雇用の維持が困難となるなど、従業員が給付減額以上の不利益を被る可能性があることに留意が必要である。また、現行法令下においては、個別同意が必要な給付減額よりも制度終了の手続きの方が簡単であり、給付減額要件の厳格化によって、制度終了を助長し結果的に受給権の毀損になりかねないことも考える必要がある。給付減額要件の厳格化に併せて、制度終了に関する要件の厳格化についても検討すべきである。

受給権保護の強化にあたっては、それに備えるための積立水準向上に資する方策についても検討が必要である。実態に即した適切な計算基礎率の設定を行うとともに、年金ALMに基づきリスク管理を強化しながら、将来起こりうるリスクに備えるための計画的な財政運営が重要であることを踏まえ、掛金の拠出方法・拠出期間について、より柔軟性を持たせ、母体企業の状況に合わせてコントロールできる拠出額の幅を拡げることが望まれる。

問題4 (1)

(解答例)

一方で、DCは将来における掛金拠出額を減少させる場合であってもDBのような給付減額の同意取得は不要であることから、DBにおける将来分給付の減額手続きを対象者の過半数同意で認めるなど、給付減額の要件を緩和することも考えられる。給付減額要件を緩和し柔軟な取り扱いとすることで、企業年金導入の間口を広げ、より一層の企業年金の普及につながる効果も見込まれる。

このような取り扱いは、年金財政の向上に寄与する一方で、将来分給付の減額は若年層への影響が大きくなり世代間で格差が生じることに留意が必要である。過度に給付減額が進まないようにするためにも、給付減額幅に上限を設けて歯止めを利かせることも検討する必要がある。

また、給付減額手続きの緩和は受給権保護という企業年金の大きな目的からの逸脱にもなりかねないことに留意が必要である。DBにおいて将来分給付をやむなく給付減額する場合、給付減額相当分の代替給付を用意することを条件に、単純な給付減額による受給権の毀損を抑制する仕組みを導入することも考えられる。代替給付措置の内容によっては給付減額による財政改善の効果が希薄化するといった影響も考えられるため、労使にてそのバランスを十分に検討する必要がある。ただし、DBやDC、退職一時金制度等を組み合わせることによって、各企業が独自に退職給付制度を構築することが一般的となっている中であって、DBだけで給付減額を判定するのではなく、退職給付制度全体を見て受給権が保護されているかを判断することも、一定の合理性がある。

なお、アメリカの企業年金制度を統一的に規定するエリサ法は、過去の勤務に対応する給付は原則として不利益変更できず、将来の勤務に対応して今後発生する給付については減額することが可能となっている。アメリカでは確定給付型年金の受給権保護を強化することにより、確定拠出型年金への転換が進むこととなったが、その結果、個人が負う退職後所得保障のリスクや責任のウェイトが高まっている。

受給権保護を強化するあまりに、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度を縮小させてしまうことは本末転倒である。DB・DCを適切に組み合わせることでそれぞれのメリットをうまく活用できるようにし、退職給付制度全体の持続可能性を高められるよう、どちらか一方に偏らないバランスをとった制度構築が必要である。

問題4 (2)

(解答例)

以下に挙げた答案例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの一答案例として参考にされたい。

・ 給付水準の調整方法、現在年金を受給している者と支給開始年齢が引き上げられる者の給付水準の観点

現行の仕組みの下で全ての者が70歳まで受給開始年齢を繰り下げた場合、これは支給開始年齢を70歳とし、支給開始年齢における年金額は現行制度で70歳に繰り下げて受給した額と同額とした場合と財政的には同値である。

また、70歳まで支給開始年齢を繰り下げ、繰り下げられた者の支給開始年齢における年金額を現在と同じ水準と仮定すると、繰り下げられた世代の給付水準は引き下げられることになることから、現行と同様の仕組みにより給付水準を調整して給付と負担の均衡を図ると、マクロ経済スライドによる給付水準の調整幅は現行よりも小さくなる。しかしながら、マクロ経済スライドによる調整幅が小さくなる影響は既に受給をしている者にも及ぶことから、すでに受給している者の給付水準調整終了後の給付水準は現行制度よりも高くなる。したがって、繰り下げた世代の年金に用いられる財源が現行制度よりも少なくなることから、給付水準調整終了後の給付水準は現行制度よりも低くなることとなる。

以上のことから、財源の範囲内で給付水準を調整して給付と負担の均衡を図る枠組みは、限られた財源をどのように分配するかということであり、分配の方法は支給開始年齢における給付水準、給付水準の調整方法によって規定される。その際に、すでに年金を受給している者の給付水準調整幅が現行よりも小さければ、支給開始年齢が繰り下げられた者の給付に充てられる財源が少なくなる、すなわち給付水準は現行よりも小さくなり、すでに受給している者の給付水準調整幅が現行より大きければ、支給開始年齢が繰り下げられた者の給付水準は現行より大きくなる。

・ 人生100年時代の高齢期のあり方の観点

ライフスタイルが多様化する中で、仕事においても老後においても、個人が自由で多様な選択が出来るよう、特定の生き方や働き方が不利にならないような、公的年金制度の構築が求められている。

支給開始年齢の引上げにより、働く意欲があるものの年金があることにより働かない事を選択していた者が、働く事を選択するようになれば、働き方にもよるが年金制度の支え手となることが期待されることから、年金財政にとってプラスの効果となる。

問題4 (2)

(解答例)

一方、高齢期の健康状態は個人によって様々であるなど、高齢者の実態は多様である中で、一律の支給開始年齢の引上げは、多様な選択肢を必要とする国民のニーズとは方向性が異なるものであり、高齢期の生活に不安を醸成することも考えられる。公的年金の財政は経済状況にも連動しており、日本経済をより良くしていくことが大切である。そのためにも安心して生活できる仕組みである公的年金制度を長期にわたって持続していくことが重要であり、国民の年金制度への不安の醸成は財政的にマイナスの効果となる。